

今後の労働安全衛生対策について ～審議会が報告書を公表～

今年（令和7年）1月、厚生労働省の第173回労働政策審議会安全衛生分科会において「今後の労働安全衛生対策について」が建議され、報告書が公表されました（別掲）。厚労省では、この建議を踏まえて順次安衛法令等の改正の手続きを進めるとしています。建議された7項目の内容を紹介します。

(1) 安衛法の保護対象に個人事業主等を取り込む

令和3年、最高裁は「建設アスベスト訴訟」において、安衛法は労働者だけでなく、同じ場所でも働く労働者でない者も保護する趣旨であると判決を下しま

した。その後、省令が一部改正され、昨年5月「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」も示されました。今後の次

なる改正として、個人事業者等自身が講ずべき措置と災害報告制度等が創設されます。安衛法の目的が「労働者」の安全と健康の確保から、個人事業主等を含む「働く人」にまで広がることとなります。安衛法が施行されて53年、この機会に法の名称も「働く人の安全衛生法」、「働く人の安全健康確保法」などの変更を提案したいです。

(2) ストレスチェック制度の対象拡大
精神障害の労災支給決定件数

（別掲） 今後の労働安全衛生対策について （建議の概要）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込む。個人事業者等の災害報告制度の創設。
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進
「ストレスチェック」の労働者数50人未満の事業場への義務付け。
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則。
4. 機械等による労働災害防止の促進等
登録機関（機械の検査と技能講習）の拡充等。
5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進
安衛法令による必要な措置の努力義務化、措置内容の指針の公表。
6. 一般健康診断の検査項目等の検討
女性特有の健康課題の問診票追加、口腔保健指導の展開。
7. 治療と仕事の両立支援対策の推進
必要な措置の努力義務化、措置内容の指針の公表

が令和5年度には883件と過去最多になりました。働く人のメンタルヘルス対策への拡充が必要で、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務付けられます。電車による人身事故の報道を聞くたび、何とか助けられなかったものかと思っています。

(3) 化学物質情報の通知義務の履行確保

化学物質管理は、令和4年以降の数回の政省令改正により、危険性・有害性が確認された物質を対象とした自律的管理制度に順次移行している中、通知義務違反に罰則を設けるとされて

(4) 機械等による労働災害防止の促進

危険な作業を必要とする機械等（クレーン等）に義務付けられている検査と技能講習に係る登録機関の不正防止等が拡充されます。最近、点検時等における挟まれ災害の報道が繰り返されています。「機械を止める」ことの対策も審議し、拡充して欲しいと願っています。

(5) 高年齢労働者の労働災害防止対策

高齢化の進展に伴い、労働災

害による休業4日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は29.3%（令和5年）に達しています。すでに令和2年に「エイジフレンドリーガイドライン」が公表されていますが、今後、政省令に努力義務規定が設けられます。

(6) 健康診断検査項目の追加 (7) 治療と仕事の両立支援に関する規定の拡充

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断問診票に質問が加わります。また、口腔保健指導の好事例を紹介する等により、歯科受診に繋げる方策が検討されます。

何らかの疾患により通院しながら働く労働者の割合は40.6%（令和4年）に上っています。すでに「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和6年改訂）が公表され、厚労省に専門のサイトも設けられています。今後、必要な措置が努力義務化されます。

本報告書の詳細は厚労省のWEBサイトに公表されており、現況分析の記述もありますので、是非ご覧ください。